

## 公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律

[施行 2014. 11. 19]

[法律第 12844 号、2014. 11. 19, 一部改正]

雇用労働部（公務員労使関係課）044-202-7652

HP－法令 55

(目的)

第 1 条 この法律は、「大韓民国憲法」第 33 条第 2 項による公務員の労働基本権を保障するため、「労働組合及び労働関係調整法」第 5 条ただし書きにより公務員の労働組合設立及び運営等に関する事項を定めることを目的とする。 [条文改正 2010. 3. 17]

(定義)

第 2 条 この法律で「公務員」とは、「国家公務員法」第 2 条及び「地方公務員法」第 2 条に規定する公務員をいう。ただし、「国家公務員法」第 66 条第 1 項ただし書き及び「地方公務員法」第 58 条第 1 項ただし書きによる事実上労務に従事する公務員並びに「教員の労働組合設立及び運営等に関する法律」の適用を受ける教員である公務員は除く。 [条文改正 2010. 3. 17]

(労働組合活動の保障及び限界)

第 3 条

- (1) この法律による公務員の労働組合（以下「労働組合」という。）の組織、加入及び労働組合に関連した正当な活動については、「国家公務員法」第 66 条第 1 項本文及び「地方公務員法」第 58 条第 1 項本文を適用しない。
- (2) 公務員は、労働組合活動をするときは、他の法令で規定する公務員の義務に反する行為をしてはならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(政治活動の禁止)

第 4 条 労働組合及びその組合員は、政治活動をしてはならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(労働組合の設立)

第 5 条

- (1) 公務員が労働組合を設立しようとする場合は、国会・裁判所・憲法裁判所・選挙管理委員会・行政府・特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道・市・郡・区（自治区をいう。）及び特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育庁を最小単位とする。

(改正 2014. 5. 20)

(2) 労働組合を設立しようとする者は、雇用労働部長官に設立申告書を提出しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 3. 17]

(加入範囲)

## 第 6 条

(1) 労働組合に加入できる公務員の範囲は、次の各号のとおりとする。

(改正 2011. 5. 23、2012. 12. 11)

1. 6 級以下の一般職公務員及びこれに相当する一般職公務員
2. 特定職公務員のうち 6 級以下の一般職公務員に相当する外務行政・外交情報管理職公務員
3. 削除 (2012. 12. 11)
4. 6 級以下の一般職公務員に相当する特別職公務員
5. 削除 (2011. 5. 23)

(2) 前項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する公務員は、労働組合に加入できない。

1. 他の公務員に対し指揮・監督権を行使し、又は他の公務員の業務を総括する業務に従事する公務員
2. 人事・保守に関する業務を遂行する公務員等労働組合との関係において行政機関の立場で業務を遂行する公務員
3. 矯正・捜査又はその他のこれと類似の業務に従事する公務員
4. 業務の主な内容が労働関係の調整・監督等労働組合の組合員の地位を持って遂行することが適切でない認められる業務に従事する公務員

(3) 公務員が免職・罷免又は解任され、「労働組合及び労働関係調整法」第 82 条第 1 項により労働委員会に不当労働行為の救済申請をした場合は、「労働委員会法」第 2 条による中央労働委員会（以下「中央労働委員会」という。）の再審判定がある時までは、労働組合員の地位を喪失したとみなしてはならない。

(4) 第 2 項による公務員の範囲は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 3. 17]

(労働組合専任者の地位)

## 第 7 条

(1) 公務員は、任命権者の同意を受けて、労働組合の業務にのみ従事することができる。

(2) 前項による同意を受けて労働組合の業務にのみ従事する者（以下「専任者」という。）に関しては、その期間中「国家公務員法」第 71 条又は「地方公務員法」第 63 条により休職命令を行わなければならない。

- (3) 国家及び地方自治体は、専任者に対し、その専任期間中報酬を支給してはならない。
- (4) 国家及び地方自治体は、公務員が専任者であることを理由として、昇級その他の身分と関連して不利益な処遇をしてはならない。

(交渉及び締結権限等)

## 第8条

- (1) 労働組合の代表者は、その労働組合に関する事項又は組合役員の報酬・福祉、その他の勤務条件に関し、国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務局長・中央選挙管理委員会事務総長・人事革新処長（行政府を代表する）・特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。）又は特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育長のうちいずれか一つに該当する者（以下「政府交渉代表」という。）とそれぞれ交渉して団体協約を締結する権限を有する。ただし、法令等により国家又は地方自治体はその権限で行う政策決定に関する事項、任用権の行使等その機関の管理・運営に関する事項であって勤務条件と直接関連しない事項は、交渉の対象とならない。

(改正 2013. 3. 23、2014. 5. 20,2014. 11. 19)

- (2) 政府交渉代表は、法令等により自ら管理し、又は決定できる権限を持つ事項に関し、労働組合が交渉を要求したときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- (3) 政府交渉代表は、効率的な交渉のために必要な場合には、他の政府交渉代表と共同で交渉し、又は他の政府交渉代表に交渉及び団体協約締結権限を委任することができる。
- (4) 政府交渉代表は、効率的な交渉のために必要がある場合は、政府交渉代表でない関係機関の長に交渉に参加させることができ、他の機関が職員を管理し、又は決定する権限を有する事項に関しては、当該機関の長に交渉及び団体協約締結権限を委任することができる。
- (5) 前3項の規定により政府交渉代表又は他の機関の職員が団体交渉をする場合において、所属の公務員に交渉及び団体協約締結をさせることができる。

[条文改正 2010. 3. 17]

(交渉の手続き)

## 第9条

- (1) 労働組合は、前条による団体交渉のために、労働組合の代表者及び組合員により交渉委員を構成しなければならない。
- (2) 労働組合の代表者は、前条により政府交渉代表と交渉しようとする場合は、交渉しようとする事項に関し権限を持つ政府交渉代表に対して、書面で交渉を要求しなければならない。
- (3) 政府交渉代表は、前項により労働組合から交渉を要求されたときは、交渉を要求された事実を公告し、関連する労働組合が交渉に参加することができるようにしなければならない。
- (4) 政府交渉代表は、前2項により交渉を要求する労働組合が二つ以上である場合は、当該労働

組合に対して交渉窓口を単一化するように要請することができる。この場合には、交渉窓口が単一化される時まで交渉を拒否することができる。

- (5) 政府交渉代表は、前 4 項の規定により関連する労働組合と団体協約を締結した場合には、その有効期間内は、その団体協約の締結に参加しない労働組合が交渉を要求してもこれを拒否することができる。
- (6) 前 5 項の規定による団体交渉の手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 3. 17]

(団体協約の効力)

#### 第 10 条

- (1) 前条により締結された団体協約の内容のうち法令・条例又は予算により規定される内容及び法令又は条例により委任を受けて規定される内容は、団体協約としての効力を持たない。
- (2) 政府交渉代表は、前項により団体協約としての効力を持たない内容に関しては、その内容が履行されるように誠実に努力しなければならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(争議行為の禁止)

- 第 11 条 労働組合及びその組合員は、ストライキ、怠業又はその他の業務の正常な運営を妨げる一切の行為をしてはならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(調停申請等)

#### 第 12 条

- (1) 第 8 条による団体交渉が決裂となった場合は、当事者いずれか一方又は両側は、中央労働委員会に調停を申し込むことができる。
- (2) 中央労働委員会は、前項により当事者いずれか一方又は両側が調停を申し込んだときは、直ちに調停を始めなければならない。この場合は、当事者両側は、調停に誠実に臨まなければならない。
- (3) 中央労働委員会は、調停案を作成して関係当事者に提示し、受諾を勧告すると同時に、その調停案に理由を付けて公表することができる。この場合において必要であれば、新聞又は放送に報道等の協力を要請することができる。
- (4) 調停は、第 1 項による調停申請を受けた日から 30 日以内に終えなければならない。ただし、当事者が合意した場合には、30 日以内の範囲で調停期間を延長することができる。

[条文改正 2010. 3. 17]

(仲裁の開始等)

第 13 条 中央労働委員会は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、直ちに仲裁を行う。

1. 第 8 条による団体交渉が決裂し、関係当事者両側が共に仲裁を申し込んだ場合
2. 前条による調停が成り立たず、次条による公務員労働関係調停委員会全会会議において仲裁回付を決めた場合

[条文改正 2010. 3. 17]

(公務員労働関係調停委員会の構成)

第 14 条

- (1) 第 8 条による団体交渉が決裂した場合は、これを調停・仲裁するために、中央労働委員会に公務員労働関係調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、公務員労働関係の調停・仲裁を専門に担当する 7 人以内の公益委員で構成する。
- (3) 前項による公益委員は、「労働委員会法」第 6 条及び同法第 8 条にもかかわらず、公務員問題又は労働問題に関する知識と経験を有する者又は社会的徳望がある者の内から、中央労働委員会委員長の推薦及び雇用労働部長官の推薦により、大統領が委嘱する。

(改正 2010. 6. 4)

- (4) 前 3 項により公益委員を委嘱する場合は、「労働委員会法」第 6 条第 2 項にもかかわらず、その公益委員に該当する定員が別段にあるとみなす。

[条文改正 2010. 3. 17]

(会議の運営)

第 15 条

- (1) 委員会には、全会会議及び小委員会を置く。
- (2) 全会会議は、前条第 2 項による公益委員全員で構成し、次の各号の事項を担当する。
  1. 全国にわたる労働争議の調整事件
  2. 仲裁回付の決定
  3. 仲裁裁定
- (3) 小委員会は、委員会の委員長が中央労働委員会委員長と協議して指名する 3 人で構成し、全会会議により担当しない調整事件を担当する。

[条文改正 2010. 3. 17]

(仲裁裁定の確定等)

第 16 条

- (1) 関係当事者は、中央労働委員会の仲裁裁定が違法であり、又は越権によるものと認める場合は、「行政訴訟法」第 20 条にもかかわらず、仲裁裁定書の送達を受けた日から 15 日以内に、中央労働委員会委員長を被告として行政訴訟を提起することができる。

- (2) 前項の期間以内に行政訴訟を提起しなければ、その仲裁裁定は確定する。
- (3) 前項により仲裁裁定が確定したときは、関係当事者はこれに従わなければならない。
- (4) 中央労働委員会の仲裁裁定は、第 1 項による行政訴訟の提起によっては、その効力は停止しない。
- (5) 第 2 項により確定した仲裁裁定の内容は、第 10 条による団体協約と同じ効力を有する。
- (6) 中央労働委員会は、必要である場合は、確定した仲裁裁定の内容を国会、地方議会、地方自治体の長等に通知することができる。

[条文改正 2010. 3. 17]

(他の法律との関係)

#### 第 17 条

- (1) この法律の規定は、公務員が「公務員職場協議会の設立・運営に関する法律」により職場協議会を設立・運営することを妨げない。
- (2) 公務員に適用する労働組合及び労働関係調整に関し、この法律で定めていない事項については、第 3 項で定める場合を除き、「労働組合及び労働関係調整法」で定めるところによるものとする。この場合において、「労働組合及び労働関係調整法」第 3 条中「団体交渉又は争議行為」は「団体交渉」と、第 4 条本文中「団体交渉・争議行為」は「団体交渉」と、第 10 条第 1 項各号以外の部分中「連合団体である労働組合及び 2 以上の特別市・広域市・道・特別自治道に係る単位労働組合は雇用労働部長官に、2 以上の市・郡・区（自治区をいう。）に係る単位労働組合は特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事に、その他の労働組合は特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下第 12 条第 1 項で同じ。）に」とあるのは「雇用労働部長官に」と、第 12 条第 1 項「雇用労働部長官、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長（以下「行政官庁」という。）」とあるのは「雇用労働部長官」と、第 30 条第 1 項及び第 2 項中「使用者」は「政府交渉代表」と、第 58 条、第 60 条第 2 項から第 4 項まで及び第 61 条第 3 項中「調停委員会又は単独調整である」は「公務員労働関係調停委員会」と、第 59 条中「調停委員会の委員長又は単独調整である」は「公務員労働関係調停委員会委員長」ウで、第 60 条第 3 項のうち「第 1 項の規定による調停案」は「調停案」ウで、第 61 条第 1 項のうち「調停委員全員又は単独調定人」は「公務員労働関係調停委員会委員全員」と、第 66 条第 1 項、第 67 条及び第 68 条第 2 項中「仲裁委員会」は「公務員労働関係調停委員会」と、第 94 条中「第 88 条から第 93 条まで」とあるのは「第 93 条」とそれぞれ読み替え、同法中「勤労者」は「公務員」と、「使用者」（同法第 30 条の「使用者」を除く。）は「機関の長、公務員に関する事項に関し機関の長のために行動する者」と、「行政官庁」は「雇用労働部長官」とみなす。

(改正 2010. 6. 4、2014. 5. 20)
- (3) 「労働組合及び労働関係調整法」第 2 条第 4 項ウのただし書き、第 24 条、第 24 条の 2、第

29 条、第 29 条の 2 から第 29 条の 5 まで、第 36 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 42 条の 2 から第 42 条の 6 まで、第 43 条から第 46 条まで、第 51 条から第 57 条まで、第 60 条第 1 項・第 5 項、第 62 条から第 65 条まで、第 66 条第 2 項、第 69 条から第 73 条まで、第 76 条から第 80 条まで、第 81 条第 2 号ただし書き、第 88 条から第 92 条まで及び第 96 条第 1 項第 3 号は、この法律による労働組合に対しては、適用しない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(罰則)

第 18 条 第 11 条に違反してストライキ、怠業又はその他の業務の正常な運営を妨げる行為をした者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。 [条文改正 2010. 3. 17]

付則 (法律第 7380 号、2005. 1. 27)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

(他の法律の改正)

第 2 条

(1) 国家公務員法の一部を次のとおり改正する。

第 43 条第 1 項中「第 71 条第 1 項第 3 号・第 5 号」を「第 71 条第 1 項第 3 号・第 5 号・第 6 号」と改める。

第 71 条第 1 項に第 6 号として次のとおり加える。

6. 公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律第 7 条の規定により労働組合の専任者として従事することになったとき

第 72 条に第 9 号として次のとおり加える。

9. 第 71 条第 1 項第 6 号の規定による休職期間は、その専任期間とする。

(2) 地方公務員法の一部を次のとおり改正する。

第 41 条第 1 項中「第 63 条第 1 項第 3 号・第 5 号」を「第 63 条第 1 項第 3 号・第 5 号・第 6 号」と改める。

第 63 条第 1 項に第 6 号として次のとおり加える。

6. 公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律第 7 条の規定により労働組合の専任者として従事することになったとき

第 64 条に第 9 号として次のとおり加える。

9. 第 63 条第 1 項第 6 号の規定による休職期間は、その専任期間とする。

(3) 労働委員会法の一部を次のとおり改正する。

第 15 条第 1 項中「仲裁委員会及び教員労働関係調停委員会」を「仲裁委員会・教員労働関係調停委員会及び公務員労働関係調停委員会」に改め、同条に第 6 項として次のとおり加える。

(6) 公務員労働関係調停委員会は、公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律で定めるところにより設置・構成し、同法の規定による調定・仲裁その他のこれらと関連する事項を処理する。

#### 付則（法律第 12623 号、2014. 5. 20）

この法律は、公布の日から施行する

#### 付則（法律第 12844 号、2014. 11. 19）（政府組織法）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、付則第 6 条により改正される法律のうちこの法律の施行前に公布され、施行日が到来していない法律を改正した部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条（他の法律の改正）①から<204>まで省略

<205>公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第 8 条第 1 項本文中「安全行政府長官」を「人事革新処長」と改める。

<206>から<258>まで省略

第 7 条 省略